

厚生労働省
東京労働局発表
平成29年5月23日

担当	東京労働局労働基準部監督課 監督課長 樋口 雄一 統括特別司法監督官 戸谷 和彦 電話 : 03 (3512) 1612
----	---

平成28年度司法処理状況の概要について

賃金不払に関する違反が増加 外国人技能実習生や障害者に対する賃金不払も

東京労働局（局長 渡延 忠）は、管下18労働基準監督署（支署）における平成28年度の司法処理状況を以下のとおり取りまとめました。

1 概要

平成28年4月から平成29年3月までの1年間に、東京労働局及び管下18労働基準監督署（支署）では、合計50件（前年度に比べ13件減少）の司法事件を東京地方検察庁へ送検しました。

主な送検事項は、賃金不払に関する違反が13件（26.0%）、死亡災害等を契機とした危険防止措置義務違反が12件（24.0%）、労働時間・休日に関する違反が7件（14.0%）となっています。

また、業種別の内訳では、建設業16件（32.0%）と最も多く、次いで商業5件（10.0%）、製造業5件（10.0%）となっています。

2 違反事項の内容（主な送検事例は次ページ参照）

（1）労働基準法・最低賃金法違反・・・29件

労働基準法・最低賃金法に関する違反により送検したのは29件で、主要な送検事項のうち最も多かったのは賃金不払に関する違反13件であり、外国人技能実習生や障害者に対する賃金不払も認められました。次いで多かったのは労働時間・休日に関する違反7件でした。

（2）労働安全衛生法違反・・・21件

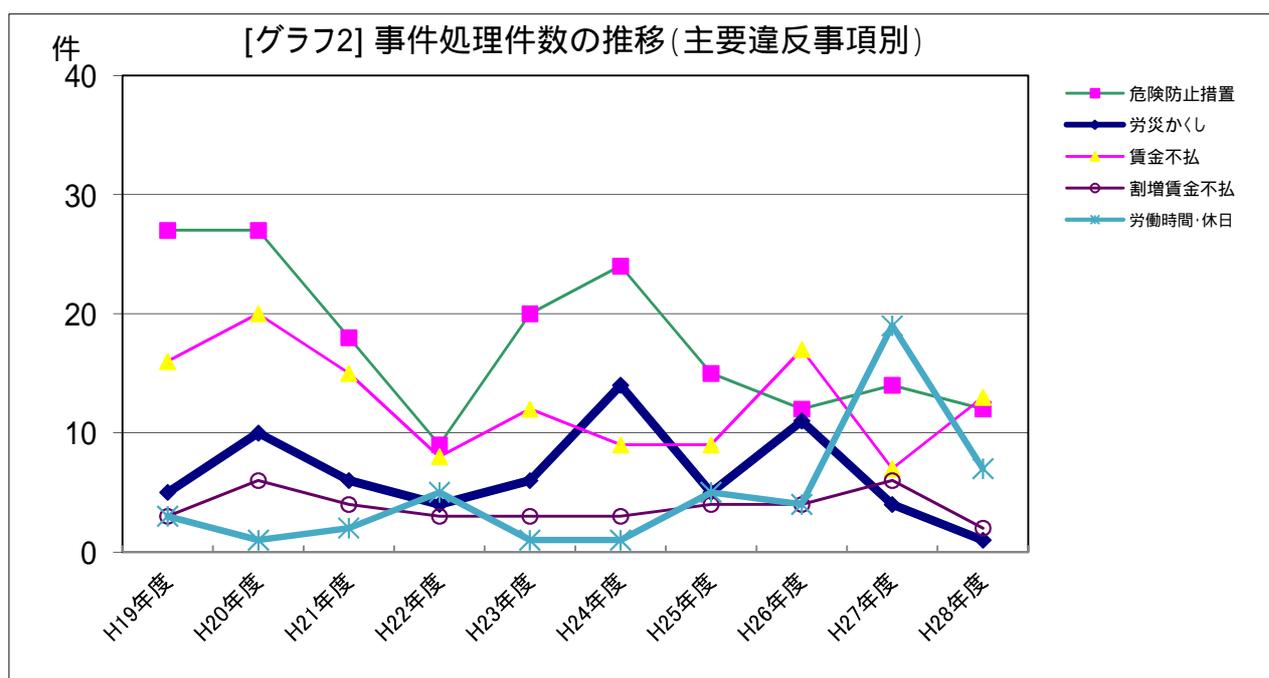
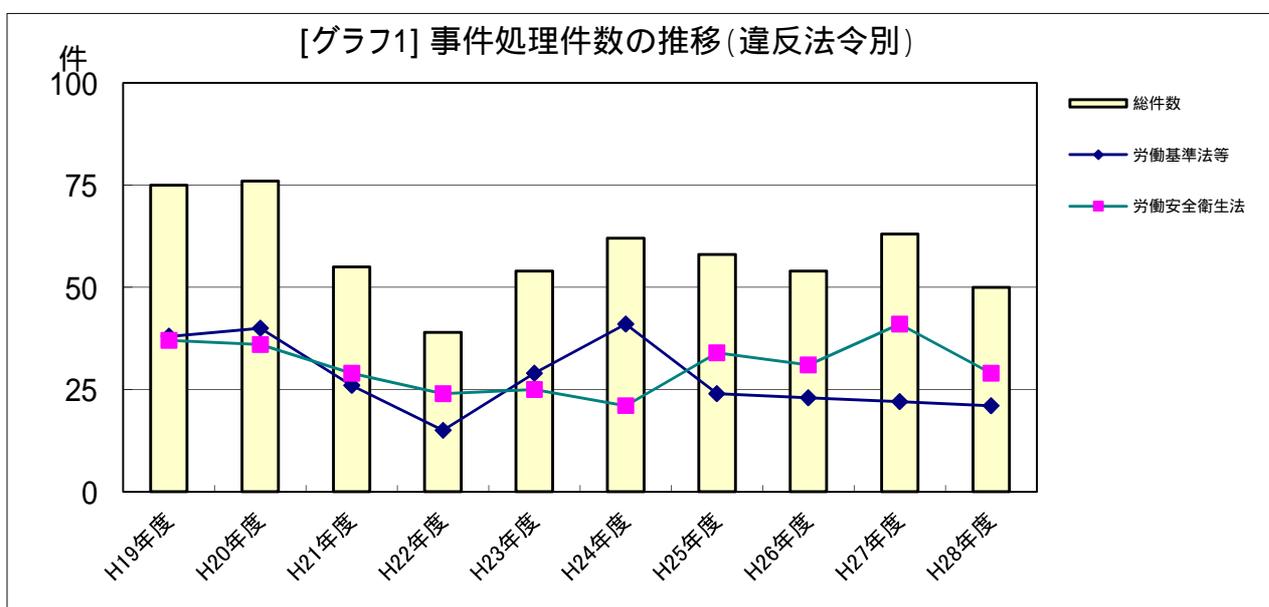
労働安全衛生法に関する違反により送検したのは21件で、主要な送検事項のうち最も多かったのは危険防止措置義務違反に関する違反12件でした。このうち、墜落・転落災害に関する違反が3件、車両系荷役運搬機械との接触防止措置義務違反が2件でした。このほか、石綿の飛散防止措置義務違反も2件でした。

3 今後の対応について

東京労働局及び管下18労働基準監督署（支署）では、賃金不払や長時間労働を繰り返す等の労働基準法違反や、死亡災害等労働災害の発生原因に労働安全衛生法違反が認められる等、重大・悪質な事案については、引き続き積極的に送検手続きをとる方針です。

[表1] 過去10年間に於ける司法事件処理状況の推移

	送検法令		総件数	主な送検事項					強制捜査
	労働基準法等	労働安全衛生法		危険防止措置	労災かくし	賃金不払	割増賃金不払	労働時間・休日	
H19年度	37	38	75	27	5	16	3	3	2
H20年度	36	40	76	27	10	20	6	1	6
H21年度	29	26	55	18	6	15	4	2	10
H22年度	24	15	39	9	4	8	3	5	13
H23年度	25	29	54	20	6	12	3	1	9
H24年度	21	41	62	24	14	9	3	1	7
H25年度	34	24	58	15	5	9	4	5	12
H26年度	31	23	54	12	11	17	4	4	6
H27年度	41	22	63	14	4	7	6	19	11
H28年度	29	21	50	12	1	13	2	7	7



[表2] 送検法条別の前年度との比較

	平成28年度	平成27年度	増減	構成比(%)
労働基準法、最低賃金法等関係	29	41	12	58.0%
賃金・退職金不払(第23,24条、最賃法第4条等関係)	13	7	6	26.0%
労働時間・休日(第32,35条)	7	19	12	14.0%
割増賃金不払(第37条)	2	6	4	4.0%
解雇の予告(第20条)	1	2	1	2.0%
その他	6	7	1	12.0%
労働安全衛生法関係	21	22	1	42.0%
危険防止措置(第20,21条等)	12	14	2	24.0%
作業主任者の選任等(第14条)	1	2	1	2.0%
就業制限(第61条)	1		1	-
労災かくし(第100条)	1	4	3	2.0%
その他	6	2	4	12.0%
総処理件数	50	63	13	100.0%

3

[表3] 業種別

	製造業	建設業	運輸交通業	商業	金融・広告業	保健衛生業	接客娯楽業	清掃・と畜業	その他	合計
労働基準法、最低賃金法等関係	4	1	2	4	2	2	2	1	11	29
賃金・退職金不払(第23,24条、最賃法第4条等関係)	3				1	2	1		6	13
労働時間・休日(第32,35条)	1		2	3	1					7
割増賃金不払(第37条)								1	1	2
解雇の予告(第20条)							1			1
その他		1		1					4	6
労働安全衛生法関係	1	15	2	1		1		1		21
危険防止措置(第20,21条等)	1	7	1	1		1		1		12
作業主任者の選任等(第14条)		1								1
就業制限(第61条)		1								1
労災かくし(第100条)			1							1
その他		6								6
総処理件数	5	16	4	5	2	3	2	2	11	50
構成比(%)	10.0%	32.0%	8.0%	10.0%	4.0%	6.0%	4.0%	4.0%	22.0%	100.0%